

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主のほか利害関係者の方々に対し、経営の迅速な意見決定に努めるとともに、経営の透明性・公正性の確保を図るため適切な情報開示を行うなど、法令の遵守及び企業倫理の確立に向けて社内体制の整備に努めることと認識しております。

また当社は、お客様の「日々の暮らし」に関わる事業者として、その社会的責任の重さを自覚し、すべての法令を遵守することはもとより、高い倫理観に根ざした社会的良識をもって行動することを掲げ、以下のとおりの行動規範を定めております。

〔北雄ラッキー 行動規範〕

1. お客様の喜びと安心の提供

私たちは、お客様の喜びと安心を大切に、安全で高品質な商品とサービスを提供します。

2. 健全な収益の確保

私たちは、企業の活力ある発展を実現し、社会への責務を果たすために健全な収益の確保に努めます。

3. 法令の遵守

私たちは、法令等(法令、社内規則・規程、社会規範、モラル、マナーなど社会的信頼を得るための必要な全てのルール)を遵守します。

4. 積極的な情報開示

私たちは、お客様・株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対して、企業経営全般にわたる情報を適時・積極的に開示します。

5. 情報の適正な管理

私たちは、業務上知りえた経営の機密情報及び個人情報等について、第三者に漏洩しないよう厳重に管理します。また、私たちは、公表されていない情報を利用したインサイダー取引は行いません。

6. 公正・透明な取引

私たちは、公正・透明な取引を行うとともに、取引に関する法令を理解し遵守します。取引先からの私的な利益は受けません。

7. 就業環境の整備

私たちは、全ての従業員が安全で働きやすい環境を確保するとともに、企業の一員として連帯感をもち、自己の能力・活力を發揮するよう努めます。

8. 環境問題への積極的取り組み

私たちは、経済発展と環境保全が両立する「持続可能な社会」にしていくため、自主的・積極的に行動します。

9. 反社会的勢力への対処

私たちは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持ちません。

10. 社会貢献

私たちは、よき企業市民として、地域社会との交流を深め、地域の社会活動等への参加を通じ、広く社会貢献に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則(5項目)を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社桐生興産	290,300	22.95
横山 清	70,000	5.53
株式会社北洋銀行	62,000	4.90
田中 寛密	60,000	4.74
堀 勝彦	48,000	3.79
有限会社まるせん商事	33,000	2.60
株式会社北海道銀行	30,000	2.37
千葉 サカエ	27,600	2.18
ノースパシフィック株式会社	27,000	2.13
株式会社桐生商店	22,400	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

株式会社桐生興産は、当社議決権の22.97%を保有する筆頭株主であり、当社の「その他の関係会社」に該当いたします。当社と同社においては、役員1名が兼任をしておりますが、事業活動における取引関係はなく、また、当社の事業活動や経営判断に対する同社からの制約もありません。従って、当社の経営上の重要事項については、同社の意向によらず、当社自らが意思決定を下し業務執行をしているため、当社の独立性は十分に確保されているものと認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉田 周史	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 周史		公認会計士であり、当社との間に実質的な関係はなく、会計事務所を開業しております。当社との利害関係はありません。	同氏は、公認会計士として企業の監査業務に従事した実務経験と会計に関する高度な専門知識を有しており、社外取締役として当社の経営の効率化、健全性及び透明性の向上を実現し、企業経営の強化につながると判断したためであります。なお、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査は、常勤監査役(1名)及び非常勤監査役(3名)により実施しております。監査役は、監査役監査方針及び監査役監査計画に基づき取締役会及びその他の重要な会議に出席し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定がなされていないかどうかについて監査を実施しております。また、会計監査人とも定期的に意見交換を行っております。

当社の内部監査は、社長直属の内部監査室を組織し、員数は2名であります。内部監査室は、内部監査規程及び内部監査計画書に基づき社内全部署の内部監査を計画的に実施しております。監査結果は取締役及び監査役に報告され、内部監査報告書及び改善指示書をもって、被監査部署に通知しております。被監査部署の責任者は改善状況報告書を作成し、監査責任者を経て社長に提出され、業務の改善に努めております。また、会計監査人とも定期的に意見交換を行っております。内部監査室は、内部統制委員会事務局として、当社における内部統制の監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮脇 憲二	他の会社の出身者													
伊藤 光男	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

宮脇 憲二	当社との間に実質的な関係のない他の会社の出身者であります。当社との利害関係はありません。	同氏は長年にわたり金融機関の要職を歴任した経験と経歴を通じて培われた幅広い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視点で監査をしていただくためであります。 なお、同氏は当社メインバンクである株式会社北洋銀行の業務執行者として、2003年4月末まで在籍しておりましたが、退職後、すでに17年が経過していること、またその後は、当社の取引先ではない企業の代表取締役役に就任しており、同行との関係は一切なく独立性は確保されているものと考えております。また、当社は同行のほか複数の金融機関との間で取引をしており、借入額全体に占める同行からの借入額の割合も他行からのそれと比較し突出したものではないことから、同行が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはないものと認識しております。したがって、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
伊藤 光男	税理士であり、当社との間に実質的な関係はなく、会計事務所を開業しております。当社との利害関係はありません。	同氏は、税理士としての税務に精通しており、財務及び税務に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営全般につきまして、客観的で広範かつ高度な視点で監査をしていただくためであります。なお、当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は業績に対応する報酬については、原則として役員賞与金にて実施することとしており、今後も当面その方針を継続してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

当社の前事業年度(2019年3月1日～2020年2月29日)の取締役に対する報酬等の総額は105,028千円、監査役に対する総額は12,532千円であります。

(役員報酬等の内容)

1. 取締役及び監査役に支払った報酬額()
 取締役9名 105,028千円 (うち社外取締役1名 2,400千円)
 監査役4名 12,532千円 (うち社外監査役2名 1,920千円)
2. 取締役及び監査役賞与の支給額
 該当事項はありません。

報酬限度額
取締役 年額 150,000千円
監査役 年額 20,000千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は、株主総会でご決議いただいた報酬総額の限度額の範囲内において、社内規程に基づき決定しております。取締役の報酬額は、前事業年度業績及び経営環境等を勘案した上で取締役会において決定することとしております。監査役の報酬額は、それぞれの監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐するため総務部担当者が取締役会開催に際し、資料の事前配布を行うなど情報伝達の窓口となっております。また取締役及び使用人は業務または業績に影響を与える重要事項、内部監査の実施状況、法令違反行為等の重要な事項についても、社外取締役及び社外監査役に対し報告することとしております。

なお、社外監査役に対しては、監査役会において、常勤監査役から詳細な説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
桐生 泰夫	名誉会長	当社からの要請に応じて、経験及び知見に基づき助言	非常勤・報酬有	2016/05/26	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、監査役は4名(内、社外監査役2名)で構成され、監査役会については毎月1回を原則として開催されており、公正・客観的な立場により監査を実施しております。監査役全員は取締役会に出席することとしており、取締役会及び取締役の意思決定、業務執行に関し客観的立場から監査・監督を実施し、必要な場合は意見を表明しております。また適時、監査法人からの内部統制及び会計監査に関する監査実施の報告を受け、取締役の適正かつ確かな業務遂行と組織運営を監査しております。

また、取締役会は、6名(内、社外取締役1名)にて構成され、毎月1回を原則として必要に応じて随時開催されており、経営環境の変化等による戦略決定や経営上の重要事項の意思決定及び業務執行状況の報告を行うとともに、各取締役の業務執行を監視する機関と位置付け、運営を行っております。

なお、当社は経営環境の急激な変化に対応すべく、また、取締役会の適時かつ適切な経営判断及び業務執行の一層の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。

会計監査についてはEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し監査を受けております。また監査役、内部監査室は監査法人と情報を密にし、連携を取り合っております。

当社の会計監査を担当した公認会計士は以下のとおりであります。また、継続監査年数が7年を超える者はおりません。

指定有限責任社員 業務執行社員 松本 雄一
指定有限責任社員 業務執行社員 柴本 岳志

なお、監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任し、また監査役による取締役の職務執行に対する監視監督機能が強化されており、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断し、現状の企業統治の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に先立って招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第50回定時株主総会は2020年5月27日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、「決算短信」「有価証券報告書」「事業報告書」「招集通知」「決議通知」「適時開示情報」等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR担当部署は内部監査室であり、IR担当役員は取締役常務執行役員管理本部長兼経理部長の鶴澤賢治であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の行動規範においてステークホルダーに対する基本的な考え方を定め、企業情報を適時積極的に開示することを明記し、社内へ周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>○環境保全活動、CSR活動等の実施</p> <p>当社においては、北雄ラッキー環境方針を定めており、低炭素化経営にむけて、省エネ活動や各種リサイクル、植林活動、アースデーへの参加及び環境保護に関する啓蒙、啓発の推進等に取り組んでおります。また、社会貢献活動として地域の子育て支援策となる「児童画コンクール」の参加、「災害義援金」の募金活動及び家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業として、北海道教育委員会との間で「北海道家庭教育サポート制度」の協定を締結しております。</p> <p>なお、当社は、道内の4つ自治体(紋別市、稚内市、訓子府町、網走市)との間で「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」を締結しております。</p>

その他

女性の活躍状況について

当社における女性管理職は、バイヤー3名、アシスタントマネジャー2名、地区マネジャー1名が在職しています。当社はサービス業であり、女性からの視点が大変重要であると認識しておりますので、今後の女性管理職の活用につきましては役員登用も含めて、適任者は積極的に活用してまいりたいと考えております。

健康経営宣言について

当社では、現在取り組んでいる健康保持増進活動をさらに強固なものにする為に全国健康保険協会と協力し、従業員とその家族のさらなる健康づくりを推進するとともに、事業活動を通じて地域のお客様の健康づくりに資することで、社会に貢献することを誓い2018年9月に「健康経営宣言」を制定しております。

当社におきましては、「健康経営宣言」の制定により、代表取締役社長を健康経営責任者として、会社、労働組合、全国健康保険協会そして従業員とその家族が一体となって、健康の保持増進のため、以下の項目の実現を目指しております。

すべてのハラスメントの防止に努めメンタルヘルス疾患者を減少させる。

健康診断受診、ストレスチェック及びその結果に基づくフォローアップの徹底により従業員の疾患を予防する。

過重労働防止と年次有給取得の促進、育児、介護と家庭の両立の取り組みを推進する。

喫煙対策、施設内禁煙の実現。

食生活の改善と運動機会の増進に向けた取り組み。

なお、年間1回の健康診断を積極的に受診する環境づくりにより、従業員の健康診断受診率は90%を超えております。

また、受動喫煙を防ぐための「健康増進法の一部を改正する法律」の施行に合わせて、2020年4月1日より、当社で働く従業員を対象として、全ての店舗及び施設において、「従業員の敷地内全面禁煙」を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は以下のとおり会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、会社業務の適法性・効率性の確保並びにリスク管理に努め、内部統制システムの構築を図ることとしております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、その精神を役職者をはじめとする全ての使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業行動の原点とすることを徹底する。
- (2) 法令遵守及び社会倫理遵守の徹底を図るための横断的組織として、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、当社のガバナンスの強化に努める。
- (3) コンプライアンスの取組みを推進するために「コンプライアンス室」を設置し、役職員に対するコンプライアンスの強化及び浸透を図り、また、法令及び社内規程並びに社会規範に反する行為等を早期に発見し是正することを目的に「内部通報制度運用規程」を制定し運用する。
- (4) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規則(文書管理規程、秘密情報・個人情報保護規程、稟議規程等)に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役・監査役・会計監査人等が何時でも閲覧、監査可能な状態にて管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社全体の事業、経営に関するリスクを総括的に管理するため、内部統制委員会及び担当部署にて、リスク管理の基本方針や管理体制を定めた「リスク管理規程」に従いリスクを総括的に管理する。内部統制委員会及び各担当部署の長は、リスク管理の状況を必要に応じて取締役会に報告する。
- (2) 各担当部署の業務に係るリスクについては、それぞれの担当取締役が既存の社内規則・ガイドラインを整備し、関連規程に基づきリスク管理体制を確立する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、決裁に関する「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、各部署担当取締役は経営計画に基づいた各部署が実施すべき具体的施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。
- (2) 各担当取締役は、職務執行状況を取締役会に報告し、取締役会は施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- (3) 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。また、選任された執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指揮監督の下に業務を執行する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を指名して置くことができる。
- (2) 当該使用人の異動、処遇、懲戒等の人事事項については、監査役と事前協議の上で実施するものとする。
- (3) 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮命令権は監査役に移譲されたものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、業務または業績に影響を与える重要事項、法令違反行為等、取締役会に付議すべき重要な事項及び内部監査の実施状況について監査役に報告するものとする。
- (2) 監査役は、取締役会及び必要な都度重要会議に出席するとともに、重要文書の閲覧並びに取締役及び使用人に説明を求めることとする。また、「監査役監査基準」及び「監査役会規程」に基づく独立性と権限により監査の実効性を確保する。
- (3) 当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。また、「内部通報制度運用規程」においても、通報をした者が通報したことを理由として、不利益な扱いを受けないこととすることを規定し、その旨を役職者及び使用人に周知徹底する。

7. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「行動規範」において社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針として定め、社内への周知を図っております。

反社会的勢力や団体から不当な要求が発生した場合の対応部署は販売部顧客サービス課とし、警察当局や顧問弁護士等外部機関と連携し、断固として不当な要求を排除することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

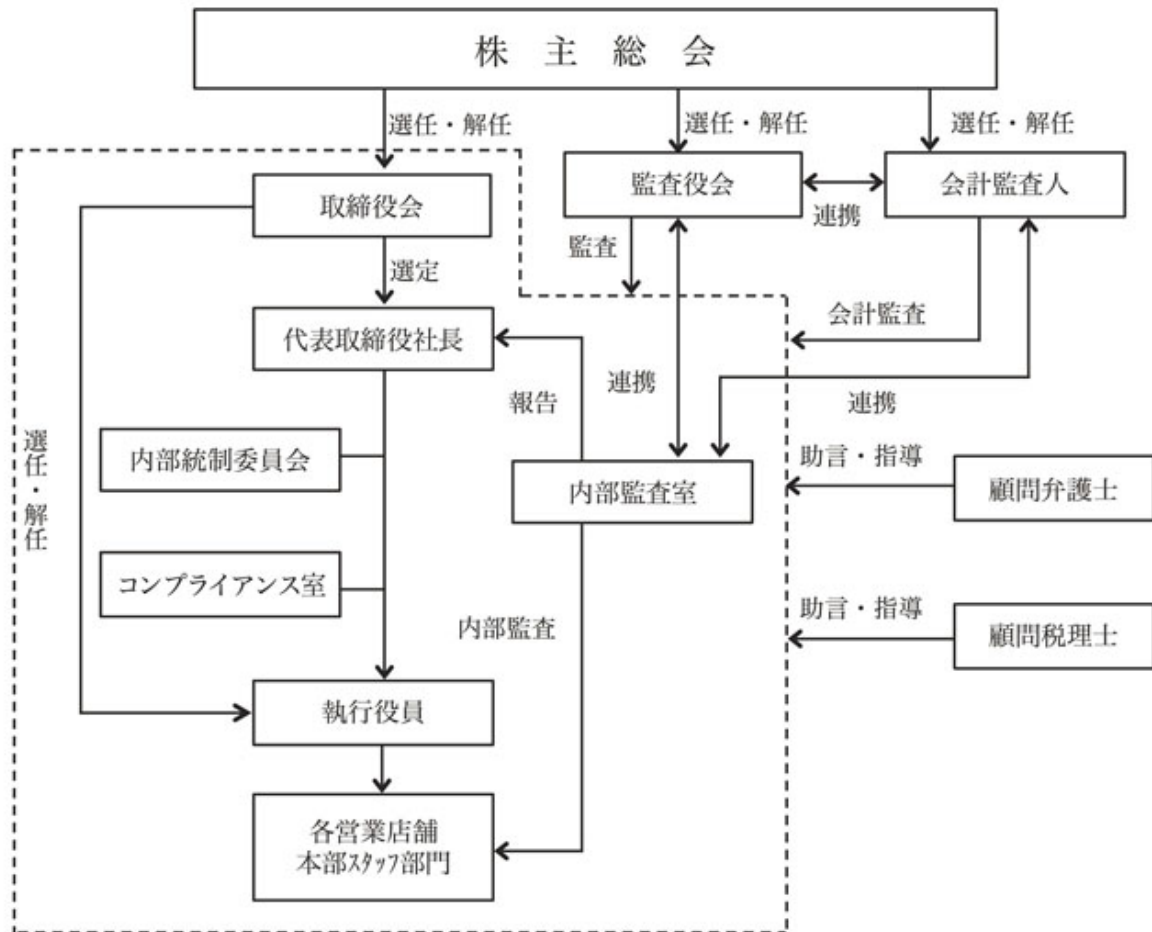
なし

該当項目に関する補足説明

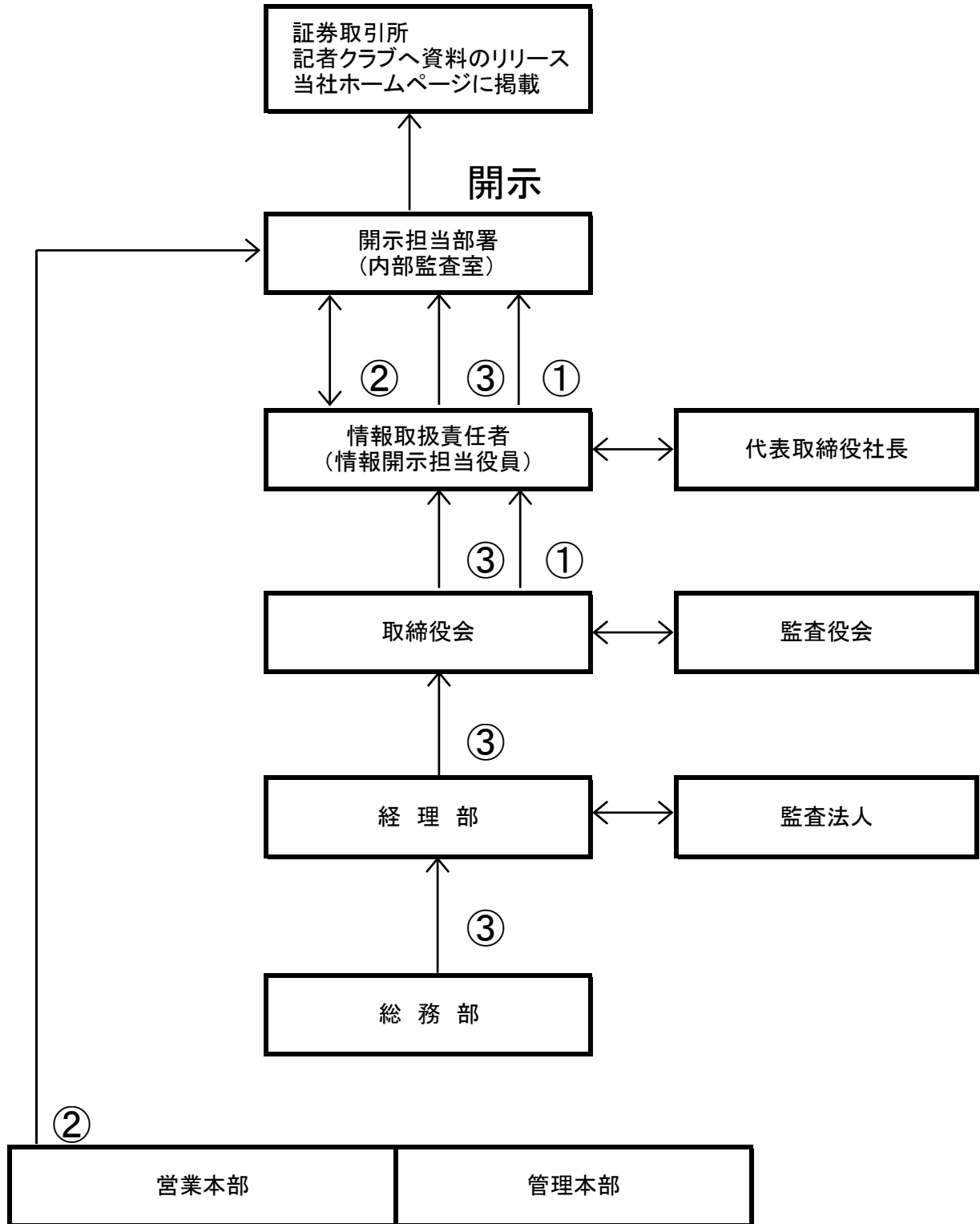
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

今後の検討課題といたしましては、取締役の任期について2年から1年とすること及び独立社外取締役の複数名選任について検討してまいります。

当社の企業統治の体制の図は、次のとおりであります。



適時開示体制の概要（模式図）



- ① 決定事実に関する情報
- ② 発生事実に関する情報
- ③ 決算に関する情報